

玄海原子力発電所における 原子力規制検査の結果について

令和8年8月26日
玄海原子力規制事務所

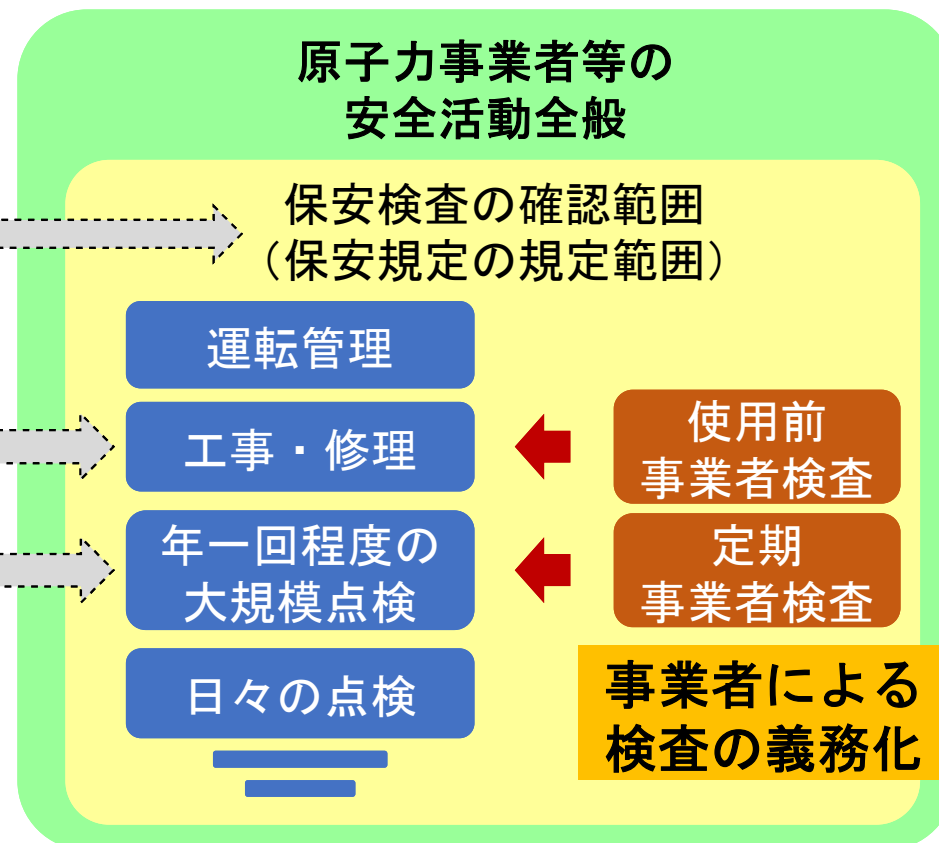
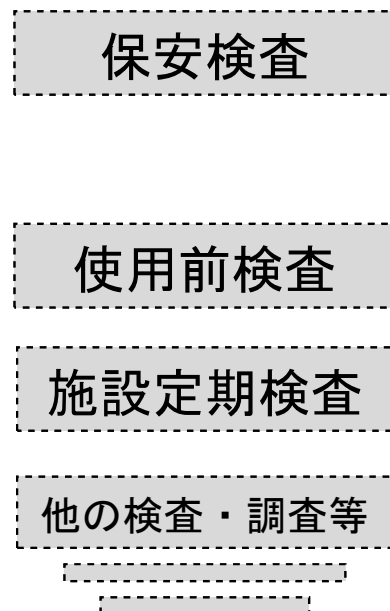
1. 原子力規制検査とは

原子力規制検査は、福島第一原子力発電事故の教訓等を踏まえた見直しを行い、令和2年4月から実施している新たな検査制度

原子力規制検査の特徴

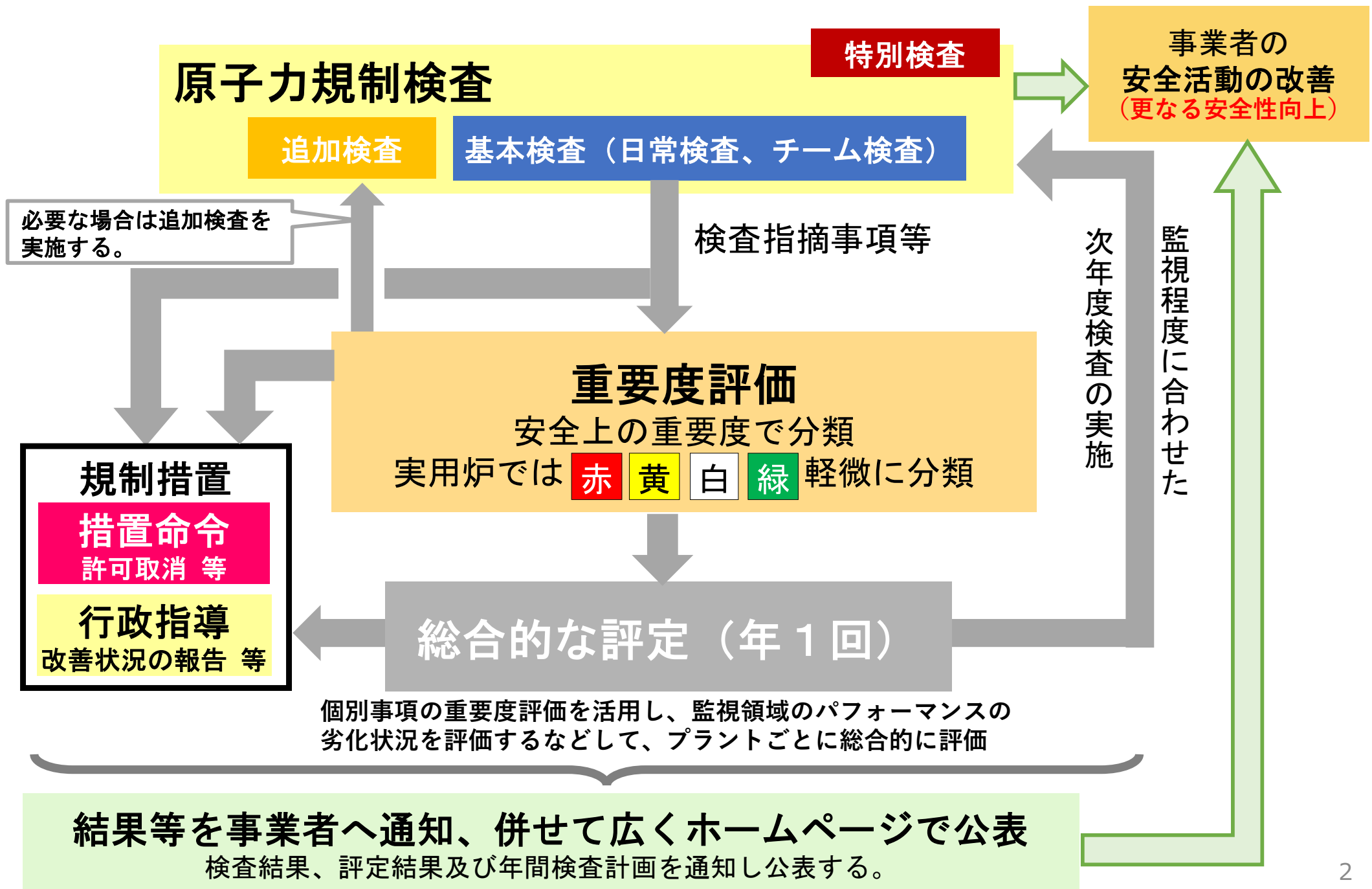
1. 検査対象は事業者の全ての安全活動であり、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできる。 **(フリーアクセス)**
2. より多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認する。 **(リスクインフォームド、パフォーマンスベースト)**

【これまでの検査】



【新しい検査】

2. 原子力規制検査の流れ



3. 令和7年度 原子力規制検査結果

(1) 検査実績

検査サンプル数: 178サンプル(計画153サンプル)
原子炉起動・停止、燃料体管理、放射線管理 他

(2) 結果

【1号機、2号機】

- 年間を通じて、検査指摘事項は確認されなかった。

【3号機、4号機】

- 年間を通じて、検査指摘事項は確認されなかった。



4. 令和7年度 総合的な評価

原子力規制検査の総合的な評価



- 令和7年度において、検査指摘事項は確認されておらず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。
- したがって、対応区分は第1区分とする。

安全実績指標とは

原子力規制庁の原子力検査官による検査とは別に、安全に係る監視領域に関連する活動目的の達成状況の実績を示す指標

5. 令和8年度 検査計画

(1)区分

【1, 2号機(廃止措置中)】

- 令和8年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

【3, 4号機(運転中)】

- 令和8年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

(2)検査計画

日常検査 : 原子炉起動・停止、定期事業者検査 等
計138サンプル

チーム検査 : 放射線管理、品質マネジメントシステムの運用 等

令和8年度に九州電力が報道発表した事案

➤ 玄海原子力発電所における車両事故を踏まえた今後の取組みについて

5月15日夕方、作業終了後の請負会社社員が退社するために運転していた車両が構内出入ゲートに衝突し、ゲートが倒れました。その際、近くにいた請負会社社員2名が負傷しました。当社は、車両人身事故防止に万全を期してまいります。

原子力規制検査の対応区分（実用炉）

	事業者による対応	規制機関による対応	監視領域の劣化	複数又は繰返しの監視領域の劣化	許容できないパフォーマンス
区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある場合	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	 緑 のみ	 白 が1か2	 白 が3 or  黄 が1 or 繰返しなど	 黄 が2 or  赤 が1 or 繰返しなど	施設の許認可、技術基準その他規制要求または命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ （事業者の是正処置）	・基本検査 ・追加検査1 （40時間目安）	・基本検査 ・追加検査2 （200時間目安）	・基本検査 ・追加検査3 （1000～2000時間目安）	

重要度評価、深刻度評価について

検査指摘事項等

重要度評価

安全へのインパクト程度

パフォーマンス劣化が原因となつて発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価する。

重要度評価結果

赤	重大	追加対応あり
黄	中程度	
白	小程度	
緑	非常に低い	追加対応なし

【実用炉】

【核燃料施設等】

深刻度評価

法令違反の程度

- ①原子力安全に実質的に影響？
- ②委員会の規制活動に影響？
- ③意図的な不正行為？

深刻度評価結果

SL I	重大な事態
SL II	重要な事態
SL III	一定の影響を有する事態
SL IV	影響が限定的

軽微

極めて限定的

原子力検査官が行う原子力規制検査

～検査官は何を見るのか～

・中央制御室にて、安全上重要な系統、機器に関する計器等のパラメータを目視するとともに、運転員の操作の状況等を確認し、設備の異常の有無や運転員の対応の適切性を把握。



・現場巡視、点検等により、弁の開閉状況から系統構成が適切な状態であるか、弁、ポンプ等の機器から、漏えい、異音等の異常がないかを観察。

・事業者の立案した、作業計画、設計変更に伴う現場工事、自ら検出した不適合の対応などが適切であるかに加え、トラブル対応の訓練等の状況を確認。

